

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	大和川河川事務所 P C B 廃棄物処理作業
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 大和川河川事務所長 国土交通技官 崎谷 和貴 大阪府藤井寺市市川北 3 - 8 - 3 3
契 約 締 結 日	令和 1 年 8 月 2 日
契約の相手方の氏名及び住所	中間貯蔵・環境安全事業株式会社
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1, 4 6 3, 9 2 4 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 1, 4 6 3, 9 2 4 -
随意契約によることとした理由	本業務は、大和川河川事務所及び同事務所王寺出張所内に保管している高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物である安定器等（以下、「高濃度 P C B 廃棄物」という。）の処理を行うものである。 P C B は人の健康及び生活環境に被害を及ぼす恐れがある物質であることから、平成 1 3 年 6 月に制定された「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、「P C B 特別措置法」という。）第 1 0 条により「保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他事情を勘案して政令で定める期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニルを自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。」とされ、「P C B 特別措置法施行令」の第 6 条において処分の期間として「平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで」と定められている。また、P C B 特別措置法第 6 条に基づき、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物基本処理計画（平成 2 8 年 7 月 2 6 日改訂版）」が環境省により定められており、この中で「中間貯蔵・環境安全事業株式会社は、事実上我が国唯一の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分業者」であり、同社におい適正に処理されることとされている。と記載されている。 現在も高濃度 P C B 廃棄物の処理が可能な者は、国の全額出資により設立された中間貯蔵・環境安全事業株式会社のみである。 従って、今回高濃度 P C B 廃棄物の処理を行うために当該業者と随意契約を行うものである。
備 考	